

【資料 3】

鹿 児 島 海 区
漁 業 調 整 委 員 会 資 料
令 和 7 年 5 月 2 0 日

【議題 3】

日本海・九州西広域漁業調整委員会委員の選出について（協議）

日本海・九州広域海区漁業調整委員会委員の選出について

1 日本海・九州西広域漁業調整委員会の鹿児島県海区互選委員について

(1) 現任委員

阿久根 金也氏（鹿児島県連合海区漁業調整委員会会長）

(2) 任期

令和7年9月30日まで

※来期の任期は、令和7年10月1日から令和11年9月30日までの4年間。

2 次期委員の選任について

(1) 従来の選出方法

- ① 水産庁からの選任依頼に基づき、県連合海区から各海区（鹿児島、熊毛及び奄美大島）へ選出を依頼。
- ② 各海区において協議し、県連合海区漁業調整委員会に選出を一任することを決定。
- ③ 各海区における協議結果を踏まえ、県連合海区において1人を選出。

(2) 次期委員の選任方法について

従来どおりの選出方法を踏襲し、連合会区に一任することとしたい。

3 これまでの委員

平成13年10月～16年8月	上村 貞巳氏（鹿児島海区会長）
平成16年10月～17年9月	野村 義也氏（県連合海区会長） ※残任期間
平成17年10月～21年9月	野村 義也氏（県連合海区会長）
平成21年10月～25年9月	野村 義也氏（県連合海区会長）
平成25年10月～28年8月	野村 義也氏（県連合海区会長）
平成28年9月～29年9月	甲山 博明氏（県連合海区会長） ※残任期間
平成29年10月～令和3年9月	甲山 博明氏（県連合海区会長）
令和3年10月～6年1月	甲山 博明氏（県連合海区会長）
令和6年7月～7年9月	阿久根 金也氏（県連合海区会長） ※残任期間

4 参考

(1) 委員会の概要（機能）

広域漁業調整委員会は、都道府県の区域を超えた広域的な見地から、水産動植物の

繁殖保護を図り，漁業権又は入漁権の行使を適切にし，漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り，その他漁業調整のために必要があると認めるときは，関係者に対し，水産動植物の採捕に関する制限又は禁止，漁業者の数に関する制限，漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。（漁業法第 121 条）

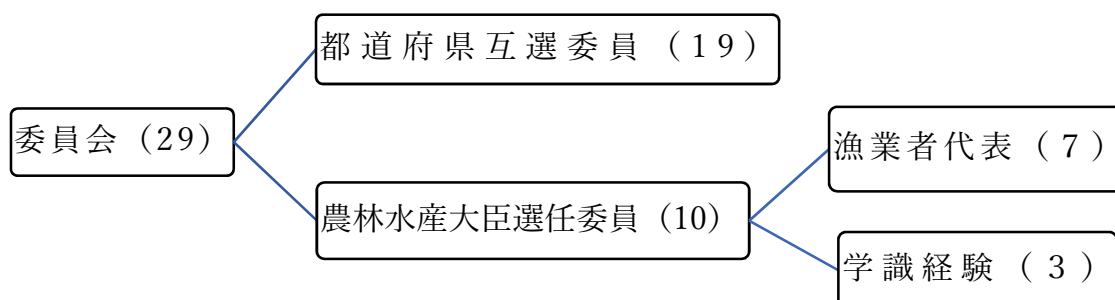
また，委員会の効率的な運営のため，関係委員により構成される部会が設けられている。

- ・太平洋広域漁業調整委員会（太平洋北部会，太平洋南部会）
- ・瀬戸内海広域漁業調整委員会
- ・日本海・九州西広域漁業調整委員会（本県は九州西部会に所属）

（２）委員の構成

各委員会は，（都道府県互選委員：各県 1 人）と，国が選任する漁業の代表者（農林水産大臣選任委員，瀬戸内海除く）並びに学識経験者で構成。

○日本海・九州西広域漁業調整委員会の構成 ※（ ）は人数



（３）関係法令

○ 漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）【抜粋】

（漁業調整委員会）

第 134 条 漁業調整委員会は，海区漁業調整委員会，連合海区漁業調整委員会及び広域漁業調整委員会とする。

２ 海区漁業調整委員会は都道府県知事の監督に，連合海区漁業調整委員会はその設置された海区を管轄する都道府県知事の監督に，広域漁業調整委員会は農林水産大臣の監督に属する。

（設置）

第 152 条 太平洋に太平洋広域漁業調整委員会を，日本海・九州西海域に日本海・九州西広域漁業調整委員会を，瀬戸内海に瀬戸内広域漁業調整委員会を置く。

２ 前項の規定において「太平洋」，「日本海・九州西海域」又は「瀬戸内海」とは，我が国の排他的経済水域，領海及び内水（内水面を除く。）のうち，それぞれ，太平洋の海域，日本海及び九州の西側の海域または瀬戸内海の海域（これらに隣接する

海域を含む。)で政令で定めるものをいう。

(構成)

第 153 条 広域漁業調整委員会は、委員をもつて組織する。

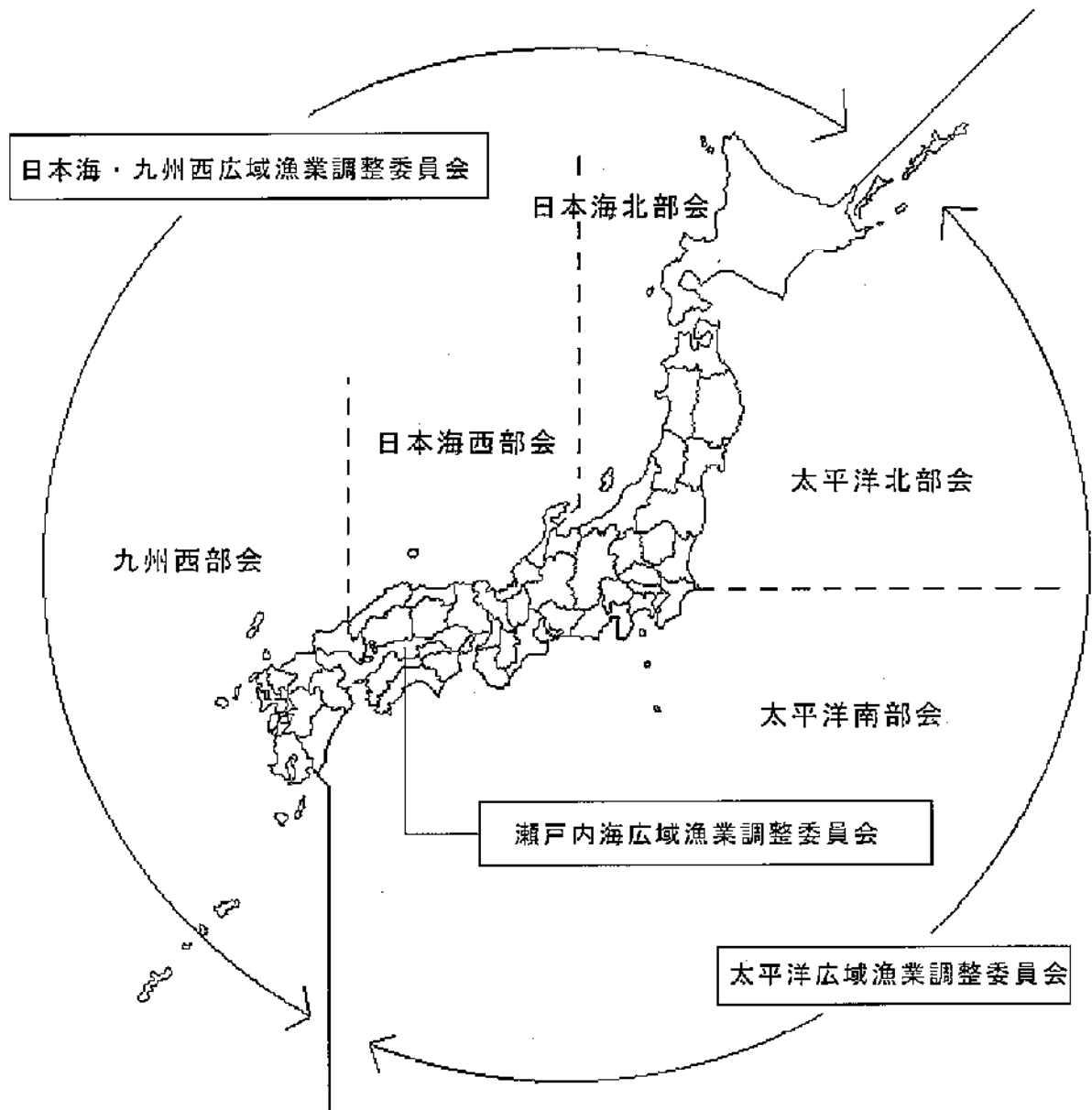
3 日本海・九州西広域漁業調整委員会の委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 日本海・九州西海域の区域内に設置された海区漁業調整員会の委員が道府県ごとに互選した者各 1 人

二 日本海・九州西海域お区域内において漁業を営む者の中から農林水産大臣が選任した者 7 人

三 学識経験がある者の中から農林水産大臣が選任した者 3 人

広域漁業調整委員会の海域区分



広域漁業調整委員会の区分について

広域漁業調整委員会	部会	都道府県	関係海区漁業調整委員会	広域漁業調整委員会の委員構成
太平洋広域漁業調整委員会	太平洋北部会	北海道	渡島、胆振、日高、 釧路・十勝、根室	委員数 28 海区代表 18 漁業者代表 7 学識経験者 3
		青森県	青森県東部	
		岩手県	岩手県	
		宮城県	宮城県	
		福島県	福島県	
		6道県	10海区	
	太平洋南部会	千葉県	千葉県	
		東京都	東京都	
		神奈川県	神奈川県	
		静岡県	静岡県	
		愛知県	愛知県	
		三重県	三重県	
		和歌山県	和歌山県	
		徳島県	徳島県	
瀬戸内海広域漁業調整委員会		高知県	高知県	
		愛媛県	愛媛県	
		福岡県	福岡県	
		山口県	山口県	
		広島県	広島県	
		岡山県	岡山県	
		兵庫県	兵庫県	
		大阪府	大阪府	
		和歌山県	和歌山県	
		11府県	11海区	
日本海・九州西広域漁業調整委員会	日本海北部会	北海道	石狩・後志、檜山、渡島、 網走、宗谷、留萌	委員数 29 海区代表 19 漁業者代表 7 学識経験者 3
		青森県	青森県西部	
		秋田県	秋田県	
		山形県	山形県	
		新潟県	新潟県	
		6道県	12海区	
	日本海西部会	石川県	石川県	
		福井県	福井県	
		京都府	京都府	
		兵庫県	兵庫県	
		鳥取県	鳥取県	
	九州西部会	山口県	山口県	
		福岡県	福岡県	
		佐賀県	佐賀県	
		長崎県	長崎県	
		熊本県	熊本県	
		鹿児島県	鹿児島県	
		沖縄県	沖縄県	
		7県	15海区	